

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

地方公共団体消費状況等調査

### 2 調査の目的

本調査は、地方公共団体の消費及び投資関連予算の各四半期時点現計予算額並びに一般会計に係る四半期別収入・支出について調査し、四半期別GDP速報の推計及び四半期別財政統計の作成に係る検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

都道府県及び政令指定都市

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 67団体

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

【調査票甲】 消費的経費（普通会計）、消費的経費（公営事業会計）、投資的経費（普通会計・公営事業会計）

【調査票乙】 一般会計款別収入済額、一般会計款別支出済額

〔集計しない事項の有無〕 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

【調査票甲】 3月末日、6月末日、9月末日、12月末日

【調査票乙】 四半期（1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月）

### 6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

内閣府一報告者

(2) 調査方法

- 郵送調査    オンライン調査 ( 政府統計共同利用システム   独自のシステム   電子メール )  
調査員調査   その他 (                    )

[調査方法の概要]

内閣府から報告者に対し、電子メールにより調査票を配布・回収する方法により実施する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 1回限り   毎月   四半期   1年   2年   3年   5年   不定期   その他 (                    )  
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：                    年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

【調査票甲】各四半期の翌月下旬

ただし、1月～3月調査分の提出期限は5月上旬

【調査票乙】各四半期の4か月後の下旬

ただし、10月～12月調査分の提出期限は5月上旬

8 集計事項

- ① (四半期別) 都道府県における会計項目別経費
  - ② (四半期別) 政令指定都市における会計項目別経費
  - ③ (四半期別) 都道府県における会計項目別収入・支出済額
  - ④ (四半期別) 政令指定都市における会計項目別収入・支出済額
- (集計事項一覧については、別紙参照)

9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別 ( 全部公表   一部非公表   全部非公表 )
- (2) 公表の方法 ( e-Stat   インターネット (e-Stat以外)   印刷物   閲覧 )
- (3) 公表の期日

調査票の提出期限の3か月後

ただし、5月上旬を提出期限とするものについては、7月末までの公表とする。

10 使用する統計基準等

- 使用する→日本標準産業分類   日本標準職業分類   その他 (                    )

■使用しない

本調査は、都道府県及び政令指定都市を対象とする調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

【調査票情報の保存期間】

記入済み調査票：3年

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

【保存責任者】

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長

## 集計事項一覧

### 会計項目別経費（百万円）

#### 消費的経費（普通会計）

- ・ 人件費
- ・ 人件費・恩給及び退職年金
- ・ 物件費
- ・ 維持補修費
- ・ 維持補修費・住宅分
- ・ 失業対策事業費
- ・ 使用料・授業料
- ・ 使用料・保育所使用料
- ・ 使用料・その他
- ・ 手数料
- ・ 手数料・清掃手数料
- ・ 国庫支出金・委託金・その他
- ・ 財産収入・財産売払収入・その他
- ・ 諸収入・雑入・その他

#### 消費的経費（公益事業会計）

- ・ 法適用下水道事業・経常費用
- ・ 法適用下水道事業・経常費用・受託工事費用
- ・ 法適用下水道事業・経常費用・職員給与費
- ・ 法適用下水道事業・経常費用・減価償却費
- ・ 法適用下水道事業・経常費用・支払利息
- ・ 法適用下水道事業・経常収益
- ・ 法適用下水道事業・経常収益・受託工事収益
- ・ 法適用下水道事業・経常収益・他会計補助金
- ・ 法適用下水道事業・経常収益・他会計負担金
- ・ 法適用下水道事業・経常収益・国（県）補助金
- ・ 法非適用下水道事業・営業費用・職員給与費
- ・ 法非適用下水道事業・営業費用・その他
- ・ 法非適用下水道事業・営業外費用・その他
- ・ 法非適用下水道事業・営業収益・料金収入
- ・ 法非適用下水道事業・営業収益・その他
- ・ 法非適用下水道事業・営業外収益・その他

### 投資的経費（普通会計）

- ・普通建設事業費・補助事業費・その団体で行うもの
- ・普通建設事業費・補助事業費・その団体で行うもの・用地費
- ・普通建設事業費・単独事業費・その団体で行うもの
- ・普通建設事業費・単独事業費・その団体で行うもの・用地費
- ・災害復旧事業費・補助事業費・その団体で行うもの
- ・災害復旧事業費・補助事業費・その団体で行うもの・用地費
- ・災害復旧事業費・単独事業費・その団体で行うもの
- ・災害復旧事業費・単独事業費・その団体で行うもの・用地費
- ・普通建設事業費（住宅）・補助事業費・その団体で行うもの
- ・普通建設事業費（住宅）・補助事業費・その団体で行うもの・用地費
- ・普通建設事業費（住宅）・単独事業費・その団体で行うもの
- ・普通建設事業費（住宅）・単独事業費・その団体で行うもの・用地費

### 投資的経費（公益事業会計）

- ・法適用下水道事業・建設改良費
- ・法適用下水道事業・建設改良費・用地費
- ・法適用下水道事業・固定資産売却代金
- ・法非適用下水道事業・建設改良費
- ・法非適用下水道事業・建設改良費・用地費
- ・法非適用下水道事業・固定資産売却代金

### 会計項目別収入・支出済額（百万円）

#### 一般会計款別収入済額

- ・都道府県税／市税
- ・地方譲与税
- ・地方特例交付金
- ・地方交付税
- ・交通安全対策特別交付金
- ・分担金及び負担金
- ・使用料及び手数料
- ・国庫支出金
- ・財産収入
- ・寄附金
- ・繰入金
- ・繰越金
- ・諸収入

- ・ 都道府県債／市債
- ・ 地方消費税清算金
- ・ 市町村たばこ税都道府県交付金
- ・ 利子割交付金
- ・ 配当割交付金
- ・ 株式等譲渡所得割交付金
- ・ 地方消費税交付金
- ・ ゴルフ場利用税交付金
- ・ 軽油引取税交付金
- ・ 国有提供施設等所在市町村助成交付金
- ・ 道府県支出金 等
- ・ 一般会計収入済総額

**一般会計款別支出済額**

- ・ 議会費
- ・ 総務費
- ・ 民生費
- ・ 衛生費
- ・ 労働費
- ・ 農林水産業費
- ・ 商工費
- ・ 土木費
- ・ 警察費
- ・ 消防費
- ・ 教育費
- ・ 災害復旧費
- ・ 公債費
- ・ 諸支出金
- ・ 予備費
- ・ 一般会計支出済総額